

学校法人樟蔭学園役員等の報酬等に関する規程

(令和 2年 4月 1日)

最近改正 令和 8年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人樟蔭学園(以下「学園」という。の寄附行為第57条の規定に基づき、役員等の報酬、手当、賞与、退任慰労金及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事、監事、及び評議員をいう。
- (3) 常勤理事とは、理事長、及び代表業務執行理事をいい、次号に該当する職員理事を除く。
- (4) 職員理事とは、学園の職員(学長、校長を含む)としての給与を支給している理事をいう。職員が理事となったときには、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (5) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (6) 役員等の報酬等とは、報酬、手当、賞与、退任慰労金その他の役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職金規程に基づくものを含まない。
- (7) 費用とは、役員等として職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事に対しては、報酬、役員手当、賞与及び退任慰労金を支給する。
- (2) 職員理事に対しては、役員手当、賞与及び退任慰労金を支給する。
- (3) 非常勤理事及び監事に対しては、役員手当のみ支給する。
- (4) 評議員に対しては、報酬等を支給する。

(報酬額等の算定方法)

第4条 常勤理事に対する報酬額は、別表1のとおりとする。

- 2 職員理事、非常勤理事及び監事に対する手当の額は、別表2のとおりとする。ただし、職員理事には、職員として支給される手当(家族手当、管理職手当、超過勤務手当、住宅手当、休日休暇出勤手当)は支給しない。
- 3 常勤理事、及び学長に対して、常勤理事手当又は職員理事手当に加算して別表3に定める手当を支給する。
- 4 評議員に対して、別表4に定める手当を支給する。
- 5 新たに理事、監事又は評議員に就任した者には、その日から報酬等を支給する。
- 6 理事、監事又は評議員が退任した場合はその日までの報酬等を支給し、解任された場合は前日までの報酬等を支給する。
- 7 理事、監事又は評議員の月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬等については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(賞与の算定方法)

第5条 常勤理事、及び職員理事に対する賞与の額は、職員の支給基準に準ずる。

(退任慰労金の支給)

第6条 常勤理事又は職員理事が任期の満了又はやむを得ず辞任により退任したときは、その者に退任慰労金を支給する。

2 常勤理事又は職員理事が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、退職金規程第6条第3項に準ずる。

3 前2号により支給する退任慰労金の額は、次条に定める算式により算定される額の範囲内で、理事会において決定する。

4 退任慰労金は、当該任期毎に計算し支給するものとする。

(退任慰労金の算定方法)

第7条 退任慰労金は、退任時の役員手当、及び加算手当に在任年数を乗じた額とする。ただし、在任年数に1年未満の月数がある場合は、これを月割り計算し、月の途中に於いて就任あるいは退任した場合、当該月は日割り計算するものとする。

2 役員の内、二以上の職を兼務する場合、退任慰労金は一の職についてのみ支給する。

(報酬等の支給方法)

第8条 役員等の報酬等の支給日、支給方法、端数計算等については、給与規程、及び退職金規程に準ずる。

(費用)

第9条 役員等が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対して旅費を支給する。旅費の額は、職員の支給基準に準ずる。

2 役員等が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、寄附行為第73条第2号に定める役員等の報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1 この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

2 学校法人樟蔭学園理事等手当規程(平成 4年 4月 1日)は、廃止する。

3 この規程の改正は、令和 7年 4月 1日より施行する。

4 この規程の改正は、令和 8年 4月 1日より施行する。

(別表1) (第4条第1項関係)

(別表2) (第4条第2項関係)

(別表3) (第4条第3項関係)

(別表 4) (第4条第 4 項関係)

別表1(第4条第1項関係)

常勤理事の報酬額

号俸	理事長・代表業務執行理事 (事務職員の 6M 等級から管理職手当 相当額を控除した額)
1	月額 561,070 円
～	～
22	月額 582,070 円

別表 2(第 4 条第 2 項関係)

役員の手当額

役員	手当月額
常勤理事 職員理事	月額 213,000 円
非常勤理事	月額 53,000 円
監事 (非常勤)	月額 100,000 円

別表 3(第 4 条第 3 項関係)

常勤理事、及び学長の加算手当額

役員	手当月額
理事長	月額 115,000 円
代表業務執行 理事	月額 45,000 円
学 長	月額 45,000 円

別表 4(第 4 条第 4 項関係)

評議員の手当額

役員等	手当月額
評議員	月額 5,000 円